

審査団の構成基準

建築系学士修士課程用

2020年度適用

本文書は、「認定・審査の手順と方法」（対応基準：認定基準（2019年度～））の「3.3 審査団の構成及び調整申し立て」にある「審査団の構成基準」を定めるものである。なお、本基準に記載している主審査員、副審査員及び審査研修員は、それぞれ2018年度以前の呼称である審査長、審査員及びオブザーバー（研修者）も意味する。

1. 審査団の構成

- (1) 原則として審査団は単一の審査チームで構成する。主審査員は審査団長を、副審査員の1名は副審査団長を兼ねる。審査団長及び副審査団長の資格の条件は、それぞれ第3項の主審査員及び第4項の副審査員の資格の条件と同一とする。
- (2) 審査対象の学士修士課程プログラムの学士課程部分を、エンジニアリング系学士課程のプログラムとして同時に審査する場合も、両方のプログラムを(1)の構成による単一の審査団で審査する。

2. 審査チームの構成

- (1) 主審査員1名及び原則として副審査員4名で構成する。ただし、中間審査又は再審査の場合、主審査員1名及び原則として副審査員1名で構成する。
- (2) 主審査員及び少なくとも副審査員2名は建築設計・計画系分野の教育者又は実務者とし、少なくとも副審査員1名は関連する建築技術分野の教育者又は実務者とする。
- (3) 原則として実務経験者を含める。
- (4) 中間審査又は再審査の場合、前回審査の主審査員又は副審査員を含むことが望ましい。
- (5) 原則として2名以上の審査研修員を加えることとし、その内1名を受審プログラム以外の教育機関に在籍する大学院生から選任する。なお、大学院生から選任する審査研修員における第5項(2)及び(3)の能力や知識は、大学院生として相応の程度を有していればよい。ただし、中間審査及び再審査の場合は原則として審査研修員を加えない。

3. 主審査員の資格

下記の(1)から(3)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 第4項の副審査員の資格を満たしていること。
- (2) 最近6年以内に主審査員又は副審査員として実地審査を経験していること。

- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

4. 副審査員の資格

下記の(1)から(8)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) JABEE の正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別及び当該分野における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」及び「自己点検書」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持っていること。
- (7) 原則として、学士課程プログラムの新規審査又は認定継続審査の副審査員として実地審査を経験していること。ただし、これを満たさない場合でも、副審査員のうち2名以内は新規審査又は認定継続審査の審査研修員として実地審査を経験しているものとすることができる。なお、最近6年以内に主審査員、副審査員又は審査研修員として実地審査を経験していることが望ましい。
- (8) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

5. 審査研修員の資格

下記の(1)から(7)までを満たすこと。

- (1) JABEE の正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別及び当該分野の技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」及び「自己点検書」の内容を理解していること。
- (5) 審査員になるために必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査研修員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員になるための十分な意欲を持ち、JABEE が本資格を与えるために実施する講

習（eラーニングによる講習を含む）を受講する、あるいは正会員学協会が主催する JABEE が承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。

(7) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

以上

別紙： 審査団の構成員に関する利益相反の排除

以下の項目のいずれかに該当する場合は、当該項目で指定された審査団の構成員となることはできない。

- 1) プログラムと利害関係のある者（現職の教職員、元教職員、名誉教授、当該プログラムで科目を現在担当している非常勤講師、卒業生など）は、当該プログラムを対象とする審査団の構成員になることはできない。
- 2) 大学及び大学院の現職の理事長、理事、学長及び校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構を含む）の現職の理事長、理事及び校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 4) 当該年度に受審するプログラムのJABEE対応責任者及びプログラム責任者は、すべてのプログラムに対する審査団の主審査員になることはできない。

上記項目以外の利益相反の可能性がある場合は、該当者は依頼元の審査チーム派遣機関又は JABEE 事務局に迅速に申し出る必要がある。依頼元の審査チーム派遣機関又は JABEE は、申し出のあった事項が利益相反にあたるかどうかを検討し、該当者を審査団の構成員とするかどうかを判断する。